# § 9 住居表示整備事業

## 1 住居表示整備事業の概要

### (1)住居表示整備事業

昭和37年「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても同法に基づいて、昭和38年9月に住居表示整備事業計画を策定し、昭和39年「函館市住居表示審議会条例」を定めるとともに「函館市住居表示整備実施基準」を定め整備事業に着手しました。

ア 第1次住居表示整備事業 (昭和40年度~昭和44年度) 西部・東部・北部・湯川各地区の71町を実施。

昭和40年を初年次に昭和44年まで西部地区20町, 東部地区23町, 北部地区20町, 湯川地区8町の合わせて71町を実施し, 第1次の住居表示整備事業を終了しました。

イ 第2次住居表示整備事業 (昭和51年度~昭和61年度) 亀田・湯川各地区の39町を実施。

昭和48年の亀田市との合併, さらには湯川地区においても住居表示が必要となったため, 昭和50年,第2次の住居表示整備事業に着手し,昭和61年までに亀田地区32町,湯川地区2町と5町の一部について実施,これにより整備事業は当初の区域をほぼ達成したため,事業に一応の終止符を打ちました。

ウ 第3次住居表示整備事業 (平成8年度~平成13年度) 亀田地区の10町を実施。

本市における市街地の伸びは,東部地区や北部地区へと発展し, 都市化が続く一方,大規模住宅団地の造成などが顕著となり,新 たな住居表示の整備が必要となってきました。

このため、平成7年度に陣川地区、亀田中野地区、桔梗地区を順次実施する内容の第3次の住居表示整備事業方針をまとめ、平成8年度に陣川地区、平成10年度に亀田中野地区、平成14年2月12日に桔梗地区を実施しました。

## (2) 旧町名保存継承記念碑設置事業

平成3年度から平成8年度までには,住居表示の実施により整理,統合され廃町となった28町について,そこに住む住民にとりまして代々引き継がれ,深い愛着がある旧町名を,その歴史的由来とともに末永く後世に伝承するため,旧町名保存継承記念碑を各町会の敷地の中の一角に設置する事業を行ってきました。

# 住 居 表 示 実 施 状 況

実施地区	町数		<b>工</b> 往	実施当時	実施当時
(実施年月日)	旧町	新町	面積	の世帯数	の人口
西部地区			m²	世帯	人
S40. 7. 1	4 3 町	20町	5, 722, 764	19, 349	64, 149
東部地区 S43. 5. 1 S55. 2. 1	22町	23町	8, 093, 882	25, 577	84, 553
北部地区 S43.10. 1	18町	20町	6, 385, 719	17, 312	60, 471
湯川地区 S44. 9. 1 S51. 8. 1 S53.10. 1 S55. 2. 1 S60.10. 1 S61.10. 1 S63. 3. 1	9町と 5町の一部	10町と 5町の一部	6, 089, 098	11, 524	37, 902
亀田地区 S51.10.1 S52.11.10 S53.11.10 S55.10.1 S56.10.1 S57.10.1 S57.10.1 S58.10.1 S59.10.1 H 9.2.1 H10.7.1 H14.2.12	7町と8町の一部	42町	15, 159, 174	35, 347	107, 130
合 計	99 町と 13 町の一部	115 町と 5 町の一部	41, 450, 637	109, 109	354, 205

# 住 居 表 示 証 明 交 付 件 数

(令和4年3月31日)

区分	H29年度	H30年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
西部地区	4 件	11 件	19 件	5 件	3 件
東部地区	13 件	12 件	14 件	14 件	10 件
北部地区	12 件	12 件	6 件	8 件	3 件
湯川地区	18 件	13 件	13 件	8 件	4 件
亀田地区	121 件	139 件	96 件	88 件	81 件
合 計	168 件	187 件	148 件	123 件	101 件

#### 建築物等新築届の受付件数

(令和4年3月31日)

区分	H29年度	H30年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
西部地区	40 件	38 件	55 件	30 件	40 件
東部地区	108 件	120 件	117 件	99 件	104 件
北部地区	97 件	63 件	73 件	80 件	63 件
湯川地区	142 件	124 件	145 件	112 件	135 件
亀田地区	324 件	330 件	371 件	290 件	306 件
合 計	711 件	675 件	761 件	611 件	648 件

## 2 函館市住居表示審議会

函館市住居表示審議会条例(昭和39年6月30日条例第12号)第2条の規定により設置されており、住居表示に関する法律に基づく住居表示整備事業の円滑な施行のため、市長の諮問機関として事業に関し必要な調査と審議を行い、その結果を答申しています。

### (1) 所掌事項

- ア町の区域および名称の変更に関すること。
- イ 町の区域の新設および廃止に関すること。
- ウ 住居表示に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。
- (2) 組織および委員等
  - ア 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
  - イ 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員および当該諮問事項 に関係する区域の市民のうちから市長が委嘱する。
  - ウ 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、委員を解嘱され たものとする。
- ※ 平成20年9月から非常設化し、事業実施の度に設置することとしています。